

白岡ニュータウン緑化規約・ガイドラインの一元化について

(1) 一元化の必要性

白岡ニュータウン緑化規約は、白岡ニュータウン内の樹木・植栽を維持・保全すると共に、将来にわたる緑化の増進に努め、住宅地の環境を緑豊かな潤いのある快適な街とすることを目的とする住宅地居住者相互間の規約であります。当住戸建宅地転入に際しては、当自治会入会時に、「自治会規則」「緑化規約」等を確認し、遵守を同意する書類に署名・捺印し自治会に提出してきました。当初作成された緑化規約の補完のために、手引きの制定・改定が繰り返された結果、資料が複数に分散し、それらの周知・認識・運用上懸念される場面が目立ってきました。今般、それらを回避するため、規定・複数の資料を一元化し、運用しやすい規約を目指すこととなりました。

(2) 当地における緑化推進と維持のための主だった規定・資料

- ① 白岡ニュータウン地区地区計画(昭和 62 年制定、平成 7 年一部改正)
- ② 白岡ニュータウン緑化規約(昭和 62 年暫定運用開始、平成元年承認)
- ③ 平成 13 年度実施のアンケート主旨説明とその結果報告
- ④ 白岡ニュータウン緑化規約等に関するガイドライン(平成 14 年 3 月 30 日)
- ⑤ 白岡ニュータウン緑化規約等に関するガイドラインの一部改正について(平成 16 年 4 月 29 日)
- ⑥ 『緑化規約及び同ガイドライン』と『ペットマナー』に関するアンケートの結果と自治会の基本方針について(平成 17 年 1 月吉日)
- ⑦ 『緑化規約及び同ガイドライン』と『ペットマナー』のアンケート結果に対する自治会の回答について(平成 17 年 3 月 1 日)

(3) 検討の手順及び経緯

平成 21 年 4 月 29 日の第 21 回自治会通常総会において、一元化検討委員会設置とボランティア委員募集の方針を表明。8 月 1 日第 1 回検討委員会開催(ボランティア委員 3 名、自治会役員 3 名)し、平成 22 年 2 月 20 日開催の最終の検討委員会に至るまで、関係行政機関(杉戸県土整備事務所、白岡町都市計画課等)との打ち合わせを経て、計 4 回の検討委員会を開催。

平成 22 年 4 月 3 日「緑化規約・ガイドラインの一元化案」説明会開催。
4 月 29 日開催の第 22 回自治会通常総会にて、一元化案が承認され、今般「白岡ニュータウン緑化規約」を全戸配布し、緑化規約の周知徹底を図るものであります。

(4) 既ガイドラインの取り扱いについて

平成 14 年 3 月 30 日、平成 16 年 4 月 29 日、平成 17 年 1 月吉日、平成 17 年 3 月 1 日付けのガイドラインやアンケートに対する回答の緑化規約に関する項目は、今般の一元化に伴い廃止するものとします。

(5) 白岡ニュータウンにおける緑豊かな美しい街づくりに対する基本姿勢

白岡ニュータウン開発から 20 数年が経ち、一部に規約の抵触や緑量維持が懸念される事例もありますが、全般的には自治会員の皆様のご協力により、緑豊かな美しい街並が維持されてきております。今回は、緑化規約とその遵守・手続き様式の周知のために複雑な現状を一元化することを第一目標としました。今後必要であれば、アンケート等により会員の皆様のご意見を聴き、条項内容の検討もして参りたいと思います。自治会としては、今後とも緑豊かな美しい街づくりのために、自治会員の皆様に今般改定の『緑化規約』を必ず遵守していただくことを切にお願いする次第であります。

平成 22 年 7 月 1 日

白岡ニュータウン自治会
会長 田端 勇治